

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和三十年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び法」を「法」に、「同項に規定する支給機関」を「同条第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改め、「支給に関する事務」の下に「及び法第五十五条の五第二項において準用する法第五十五条の四第二項の規定により、法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者としての知事の権限に属する進学準備給付金の支給に関する事務」を加える。

第十八条を第十九条とする。

第十七条中「第三十六号様式」を「第三十七号様式」に改め、同条を第十八条とする。
第十六条中「第三十四号様式」を「第三十五号様式」に、「第三十五号様式」を「第三十六号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「第三十三号様式」を「第三十四号様式」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第十五条 施行規則第十八条の九第一項に規定する進学準備給付金の支給の申請の書面は、進学準備給付金申請書（第三十三号様式）によらなければならない。

第三十六号様式を削る。

第三十五号様式中「」を「」に改め、同様式を第三十六号様式とする。

第三十四号様式中「」を「」に改め、同様式を第三十五号様式とする。

第三十三号様式中「」を「」に改め、同様式を第三十四号様式とし、第三十二号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

進学準備給付金申請書

奈良県 福祉事務所長 殿

申請者
(大学等に進学する者)

住所又は居所

氏名

印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名

2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日

3 進学先
学校名

4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）

☐ 大学等進学前の住宅と同じ

☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地

5 関係書類

(1)入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

(2)進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3)その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支 店 名 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記 号 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金

（該当する□にチェックを入れてください。）

口 座 番 号 （右に詰めてご記載ください。）

（カ ナ）

口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

第三十六号様式の次に次の一様式を加える。

第 3 7 号様式（第 1 8 条関係）

年度 月分生活保護費経理状況調
《福祉事務所名

》

区 分		前月までの 支出済累計額 円	本 月 中 支 出 額		計 円	本月までの累計額 円	翌月支出見込額 円	備考	
			本月分 支出済額 円	経過月分の本月中支出又は戻入額					
				支 出 額 円					戻 入 額 円
生活扶助費等	生 活 扶 助 費								
	住 宅 扶 助 費								
	教 育 扶 助 費								
	出 産 扶 助 費								
	生 業 扶 助 費								
	葬 祭 扶 助 費								
	就労自立給付金								
	進学準備給付金								
	施設事務費及び 委 託 事 務 費	()	()	()	()	()	()	()	
小 計									
医 療 扶 助 費									
区 分	支 払 基 金 支 払 分								
	福祉事務所支払分								
介 護 扶 助 費									
区 分	国保連合会支払分								
	福祉事務所支払分								
総 計									

- 注 1 本月分支出済額は、次により計上すること。
- (1) 生活、住宅又は教育の各扶助費については、保護費支給対象月に対応する額のみ計上すること。
例えば、4月に4月分と5月分を支出した場合、4月分の報告書には4月分のみを計上すること。
- (2) その他の扶助費については、現実に被保護者等に支出（支払）した月に計上すること。
- 2 就労自立給付金及び進学準備給付金については、備考欄に支出した件数を記載すること。
- 3 施設事務費及び委託事務費について、支援給付対象者がいる場合には、再掲として括弧書きで記載すること。

				前月までの支出済累計		本月中支出額		本月までの累計	
				件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活扶助費	被服費	布団類	再生	(ア)					
			新規	(イ)					
		平常着	保護開始時の被服費等	(ウ)					
			小学4年進級時被服	(エ)					
			転入学時の学童服	(オ)					
		災害時布団類等		(カ)					
		出産準備被服等		(キ)					
		入院時の寝巻等		(ク)					
		常時失禁者おむつ	おむつ等	(ケ)					
			紙おむつ	(コ)					
		計 (ア)～(コ)		(サ)					
		家具什器費		一般基準	(シ)				
	特別基準			(ス)					
	移送費		(セ)						
	入学準備金		小学校	(ソ)					
			中学校	(タ)					
	就労活動促進費		(チ)						
	その他	配電、水道、下水道設備費		(ツ)					
		液化石油ガス設備費		(テ)					
		家財保管料		(ト)					
		家財処分料		(ナ)					
		妊婦定期検診料		(ニ)					
		不動産鑑定費用等		(ヌ)					
	合計 (サ)～(ヌ)		(ネ)						
	住宅扶助費	敷金等		(ノ)					
契約更新料		(ハ)							
住宅維持費		一般基準内分	(ヒ)						
		特別基準内分	(フ)						
		計 (ヒ)～(フ)	(ヘ)						
合計 (ノ)～(フ)		(ホ)							
教育扶助費	学校給食費		(マ)						
	教材代		(ミ)						
	通学のための交通費		(ム)						
	校外活動参加費		(メ)						
	災害時等の学用品費再支給		(モ)						
	学習支援費		(ヤ)						
	合計 (マ)～(ヤ)		(ユ)						
介護扶助費	福祉用具購入		(ヨ)						
	介護予防福祉用具購入		(ラ)						
	住宅改修		(リ)						
	介護予防住宅改修		(ル)						
	移送		(レ)						
	介護サービス費(非指定介護機関)		(ロ)						
	その他		(ワ)						
	合計 (ヨ)～(ワ)		(ヲ)						
医療扶助費	診察料検査料(検診命令を除く。)		①						
	治療材料		②						
	施設		③						
	訪問看護		④						
	施術		⑤						
	移送		⑥						
	検診	検診料	⑦						
		文書料	⑧						
	診療費(非指定医療機関)		⑨						
	その他		⑩						
	合計 ①～⑩		⑪						
生業扶助費	生業費		⑫						
	技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)		⑬					
		高等学校等就学費	基本額	⑭					
			学級費等	⑮					
			教材代	⑯					
			授業料	⑰					
			入学料及び入学考査料	⑱					
			入学準備費用	⑲					
			通学のための交通費	⑳					
			災害時等の学用品費再支給	㉑					
			学習支援費	㉒					
			計 ⑭～㉒	㉓					
	就職支度費		㉔						
	合計 ⑫～㉒+㉔		㉕						
	出産扶助費		特別基準内分	㉖					
葬祭扶助費		死体運搬料	㉗						

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の生活保護法施行細則の規定にかかわらず、なお使用することができる。